

(別紙)

宮崎県農業振興公社 建築設計業務委託契約書運用基準

第1 全般的事項

- 1 この契約書の適用範囲は、公益社団法人宮崎県農業振興公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事に係る建築設計業務とする。
- 2 この契約書は、一般的な規定であるので、具体的な契約の締結に当たっては、公社契約規程（以下「規程」という。）に違反しない限りにおいて適宜変改を加えることは差し支えないが、その場合は、予算執行伺いに契約書との相違点を明示し、変改の理由を付記すること。
- 3 変更契約においては、建築設計業務委託変更契約書（別記様式第1号）によること。
- 4 別記様式について必要に応じ、加除等を行った場合には、その旨を予算執行伺いにおいて明らかにすること。

第2 各条項について

1 第3条関係

第1項の業務工程表は、業務工程表（別記様式第2号）による。

2 第4条関係

原則として、契約保証金その他の金銭的保証を求めること。なお、具体的な取扱いについては別に定める。

3 第13条関係

(1) 「調査職員」とは、規程第27条に規定する監督員をいう。

(2) 業務委託料が100万円以上の契約における調査職員の選任（変更）の通知は、調査職員選任（変更）通知書（別記様式第3号）によること。ただし、業務委託料が100万円未満の契約においては、書面によらないことができるものとする。

(3) 第2項における調査職員の権限は、次のとおりである。

ア 契約書の他の条項に定めるもの

設計仕様書と業務内容が一致しない場合の修補の請求（第18条）

イ 契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて調査職員に委任したもの

ウ 第2項各号に掲げるもの

(ア) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又はその管理技術者に対する業務に関する指示

(イ) この契約書及び設計仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(ウ) この契約の履行に関する受注者又はその管理技術者との協議

(エ) 業務の進捗の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

4 第14条関係

(1) 「管理技術者」とは、工事請負契約上の現場代理人に相当する者をいう。

(2) 業務委託料が100万円以上の契約における管理技術者の選任（変更）通知は、管理技術者等選任（変更）通知書（別記様式第4号）によること。ただし、業務委託料が100万円未満の契約においては、書面によらないことができるものとする。

5 第16条関係

「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

6 第21条関係

- (1) 第1項の業務中止及び業務再開の通知は、業務中止（再開）通知書（別記様式第5号）によること。
- (2) 第2項の「増加費用」とは、業務の中止期間中、業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

7 第25条関係

- (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第18条、第19条第5項、第20条、第21条第2項、第22条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第2項並びに第36条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の履行期間変更の協議は、履行期間変更協議書（別記様式第6号）による。
- (3) 第2項の「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第18条においては調査職員が修補の請求を行った日、第19条第5項においては設計仕様書の訂正又は変更が行われた日、第20条においては設計仕様書等の変更が行われた日、第21条第2項にあっては発注者が業務の一時中止を通知した日、第22条第3項においては設計仕様書等の変更が行われた日、第36条第2項においては受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

8 第26条関係

- (1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、第18条、第19条第5項、第20条、第21条第2項、第22条第3項、第23条第2項、第24条第3項及び第36条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第2項の「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第18条においては調査職員が修補の請求を行った日、第19条第5項においては設計仕様書の訂正又は変更が行われた日、第20条においては設計仕様書等の変更が行われた日、第21条第2項においては発注者が業務の一時中止を通知した日、第22条第3項においては設計仕様書等の変更が行われた日、第23条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第24条第3項においては発注者が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第36条第2項においては受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。
- (3) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第18条、第20条、第21条第2項、第23条第2項、第24条第3項及び第36条第2項の規定に基づくものをいう。

9 第30条関係

- (1) 第1項の業務完了の通知は、業務委託料が100万円以上の契約においては、業務完了届（別記様式第7号）によること。
- (2) 前項の通知は、履行期間の最終日までに発注者に到達しなければならないこと。ただし、履行期間の最終日が公社の休業日である場合は、直後の営業日までとする。
- (3) 第2項の業務完了検査の結果の通知は、請負代金額が100万円以上の契約においては、業務完了検査書（別記様式第8号）によること。ただし、業務委託料が100万円未満の契約においては、書面によらないことができるものとする。
- (4) 第3項の成果物の引渡しの申出は、成果物引渡申出書（別記様式第9号）によること。
- (5) 請負代金額が100万円未満の契約においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、従来どおり、書面によらないことができるものとする。

10 第31条関係

- (1) 第1項の請負代金の支払請求は、業務委託料請求書（別記様式第10号）によること。ただし、業務委託料の受領委任を承諾した場合の支払請求は、業務委託料請求書（別記様式第10号の2）によること。
- (2) 口座振替の方法による支払の申出は、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入すること。

11 第34条関係

- (1) 第1項の指定部分又は第2項により引渡しを受けた部分（以下「指定部分等」という。）に係る完了の届出は、指定部分等完了届（別記様式第11号）によること。
- (2) 指定部分等に係る検査結果の通知は、業務完了(指定部分等)検査書（別記様式第8号）によること。
- (3) 指定部分等に係る成果物の引渡しの申出は、指定部分等引渡申出書（別記様式第11号の2）によること。
- (4) 部分払いの支払請求は、業務委託料部分払請求書（別記様式第11号の3）によること。ただし、委託料の代理受領を承諾した場合の支払請求は、業務委託料部分払請求書〔代理受領〕（別記様式第11の4）によること。
- (5) 口座振替の方法による支払の申出は、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入すること。

12 第35条関係

業務委託料の第三者による代理受領の具体的な取扱いについては、別に定める。

13 第38条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- (3) 受注者の履行遅滞の場合における損害金の具体的な取扱いについては、別に定める。

14 第39条関係

発注者の解除権の具体的な取扱いについては、別に定める。

15 第47条関係

「契約の締結に要する費用」とは、契約書類の印刷代、浄書代、印紙代等の費用をいう。